

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十七年四月二十一日から同年八月二十一日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

平成二十七年四月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 開放倉庫桜井店

所在地 桜井市大字上之庄二四〇ほか

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時

（変更後）開店時刻 午前十時 閉店時刻 午前二時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前六時四十五分から午後九時十五分まで

（変更後）午前九時三十分から翌午前二時三十分まで

三 変更する年月日

平成二十七年四月二十五日

四 届出年月日

平成二十七年四月一日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

平成二十七年四月二十一日から同年八月二十一日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除き

ます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで